

議案第42号

特別職の職員の旅費等に関する条例の一部改正について

次のとおり特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の旅費等に関する条例（昭和27年鳥取県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動

後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（この条例の目的及び効力）</p> <p>第1条 この条例は、別表に掲げる者（以下「特別職の職員」という。）の受ける旅費、<u>応招旅費</u>その他の費用弁償（以下「旅費等」という。）について定めることを目的とする。</p> <p>2 略</p> <p>（旅費）</p> <p>第2条 特別職の職員が公務のため<u>旅行（第4条第1項に規定する旅行を除く。）</u>をするときは、旅費を支給する。</p>	<p>（この条例の目的及び効力）</p> <p>第1条 この条例は、別表に掲げる者（以下「特別職の職員」という。）の受ける旅費その他の費用弁償<u>及び滞在費</u>（以下「旅費等」という。）について定めることを目的とする。</p> <p>2 略</p> <p>（<u>旅費</u>その他の費用弁償）</p> <p>第2条 特別職の職員が公務のため<u>旅行するときは、次の各号に掲げる旅費</u>を支給する。</p> <p>（1）<u>内国旅行（本邦（本州、北海道、四国、九州及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）第1条に</u></p>

2 特別職の職員に支給する旅費の額は、別表に定めるもののほか、職員の旅費に関する条例（昭和45年鳥取県条例第48号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による額とする。

第3条 前条に定めるもののほか、特別職の職員の旅費の支給に
関しては、一般職の職員の例による。

（応招旅費）

第4条 議会の議員が招集に応じて次のいずれかに該当する旅行
をするときは、応招旅費を支給する。

（1）議会又は委員会（以下「議会等」という。）に出席する
とき。

規定する附属の島の存する領域をいう。）における旅行をい
う。）については、別表に定める旅費

（2）外国旅行（本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）
をいう。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。）
については、国家公務員の例による旅費

第3条 削除

第4条 第2条に定めるものの外、特別職の職員の旅費の支給に
関しては、一般職の職員の例による。

(2) 議会の会期中の議会等が開られない日（鳥取県の休日
を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規
定する休日を除く。以下同じ。）に議案調査等のために登庁
するとき。

2 議会の議員に支給する応招旅費の額は、別表に定める鉄道賃
及び宿泊料の額並びに一般職の職員の例による車賃の額から議
会等の会議が開られる場所から8キロメートル以内の地域にお
ける旅行に要する一般職の職員の例による車賃の額を除算した
額の合計額に次に掲げる日1日につき2,000円を加算した額と
する。

(1) 議会等に出席した日

(2) 議会の会期中の議会等が開られない日のうち、議案調査
等のために登庁した日

（その他費用弁償）

第5条 旅費及び応招旅費のほか、特別職の職員が、職務を行う
ため要した費用は、弁償するものとする。

第5条 旅費の外、特別職の職員が、職務を行うため要した費用
は、弁償するものとする。

第6条 議会の議員が招集に応じて議会又は委員会（以下「議会

等」という。)に出席するため滞在する場合は、その招集に応じた日から議会等の会期の終了日までの間における次に掲げる日1日につき、当該議会等の会議が開かれる場所(以下「会議場所」という。)から8キロメートル未満の地域に居住する者にあつては8,200円、会議場所から8キロメートル以上50キロメートル未満の地域に居住する者にあつては1万2,200円、会議場所から50キロメートル以上の地域に居住する者にあつては1万6,300円の滞在費を支給する。ただし、滞在費を支給する場合には、旅費は支給しない。

(1) 議会等に出席した日

(2) 議会等が開られない日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する休日を除く。)のうち、議案調査等のために登庁した日

第7条 前条に定めるもののほか、滞在費の支給に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(実施規定)

第8条 略

(実施規定)

第6条 略

別表（第1条、第2条、第4条関係）

略

備考 宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）第14条で定める地域並びにこれらに準ずる地域で同令第15条で定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

別表（第1条、第2条関係）

略

備考 宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち国家公務員等の旅費支給規程（以下「支給規程」という。）第14条で定める地域並びにこれらに準ずる地域で支給規程第15条で定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。